

火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令等について

消防庁予防課

1. 改正概要

一定の小規模な施設においては、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第29条の4の規定に基づき、自動火災報知設備に代えて、比較的簡易な工事で設置することができる特定小規模施設用自動火災報知設備（以下「特小自火報」という。）を用いることができることとされている。

特小自火報に用いる感知器の中には、出火元の特定が可能な音声メッセージを発する高機能な感知器が開発されている状況を踏まえ、特小自火報を用いることができる防火対象物の拡大等を行うため、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号。以下「特小省令」という。）、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号。以下「感知器省令」という。）及び特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成20年消防庁告示第25号）について、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

第一 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令

（1）特小自火報を用いることができる防火対象物の拡大【特小省令第2条関係】

特小自火報を用いることができる防火対象物として、以下の防火対象物又はその部分（延べ面積又は床面積が300㎡未満のものに限る。）等を追加する。

- ・ 令別表第一（13）項ロ及び（17）項に掲げる防火対象物
- ・ 令別表第一（9）項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が200㎡以上のもの
- ・ 令第21条第1項第7号、9号、10号若しくは13号に掲げる防火対象物又はその部分

（2）特小自火報の設置及び維持の基準の見直し【特小省令第3条関係】

- 警戒区域が1の防火対象物に限り、特小自火報の全ての感知器を連動型警報機能付感知器にできることとしていたが、全ての感知器を火災の発生した警戒区域を特定することができる連動型警報機能付感知器とする場合は、警戒区域を2以上とすることができることとする。
- 特定一階段等防火対象物及び警戒区域が2以上の防火対象物における特小自火報の感

知器は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 4 号に規定する居室及び床面積が 2 平方メートル以上の収納室、倉庫、機械室その他これらに類する室に加え、階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するものにも設けることとする。

(3) 火災の発生した警戒区域を特定することができる連動型警報機能付感知器【感知器省令第 8 条及び第 43 条関係】

火災の発生した警戒区域を特定することができる連動型警報機能付感知器の火災警報は、警報音と音声を組み合わせたものであることとし、その音声について詳細を規定する。また、火災の発生した警戒区域を特定することができる連動型警報機能付感知器には、その旨を表示することとする。

第二 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件

- 警戒区域が 2 以上の場合でも、全ての感知器が連動型警報機能付感知器である場合には、受信機を不要とするほか、所要の規定の整理を行う。

3. 施行期日

令和 6 年 7 月 23 日

4. 経過措置

改正省令の施行の際に、現に型式承認を受けている感知器等に係る型式承認は、改正省令による改正後の感知器省令の規格による型式承認とみなす等、所要の経過措置を設ける。